

安曇野市国民保護計画
避難実施要領

長野県安曇野市

目次

I 総則	1
1 目的.....	1
2 用語の定義.....	1
3 武力攻撃事態及び緊急処理事態の種類.....	2
II 各種事態に対応する避難実施要領モデル.....	3
1 安曇野市において想定される攻撃.....	3
2 実施要領のパターン.....	4
パターン1 屋内避難（化学剤を用いた攻撃（テロ）の場合等）.....	4
パターン2 市内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）.....	5
パターン3 市域外避難（ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等）.....	9

I 総則

1 目的

この要領は、武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置を実施するために必要な事項を記載したものである。

2 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」をいう。
住民	安曇野市に居住又は通勤・通学する人、一時的に市内に滞在している人すべてを示す。
消防	松本広域消防局及び消防署並びに署員を示す。
警察	長野県警察本部及び安曇野警察署並びに署員を示す。

3 武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型

区 分		特 徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が沿岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・ 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
緊急処理事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力事業所等やダム破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・ 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・ 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃	
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・ 放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・ 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・ 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 	

Ⅱ 各種事態に対応する避難実施要領モデル

1 安曇野市において想定される攻撃

安曇野市の地域特性などから、安曇野市内において起こりうる攻撃は、弾道ミサイルによる攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃又はテロ等と想定される。

そのため、

- ①「屋内避難における避難」のパターン
- ②「市内避難」のパターン
- ③「市域外避難」のパターン

の3パターンについて、あらかじめ定めることとする。

2 実施要領のパターン

パターン1 屋内避難（化学剤を用いた攻撃（テロ）の場合等）

避 難 実 施 要 領	
安曇野市長 月 日 時 分現在	
屋 内 避 難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	平成 年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候_____ 気温____℃ 風光____ 風速____m/s
(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
屋内にいない場合	
できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
安曇野市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話 : F A X :

パターン2 市内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）

避 難 実 施 要 領				
				安曇野市長
				月 日 時 分現在
市域内避難				
1 長野県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
（1）事態の状況				
発生時期	平成 年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候_____ 気温____℃ 風光____ 風速____m/s			
（2）避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
（3）関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（除染の必要性等）				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数（単位：人）				
地区名				合計
避難者数（計）				
うち要配慮者数				
5 避難施設				
（1）避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				

(2) 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要配慮者			
	その他(入院患者等)			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
(1) 避難(輸送)方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時			
	その他			

要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
(2) 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
(3) 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
(4) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
食事の種類					
実施担当部署					
(5) 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
事態の特性					
一時集合場所での対応					

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（安心・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
安曇野市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

パターン3 市域外避難（ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等）

避 難 実 施 要 領				
				安曇野市長
				月 日 時 分現在
市域外避難				
1 長野県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
（1）事態の状況				
発生時期	平成 年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候_____ 気温____℃ 風光____ 風速____m/s			
（2）避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
（3）関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（除染の必要性等）				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数（単位：人）				
地区名				合計
避難者数（計）				
うち要配慮者数				
5 避難施設				
（1）避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				

(2) 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要配慮者			
	その他(入院患者等)			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
(1) 避難(輸送)方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時			
	その他			

要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
(2) 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
(3) 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
(4) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
食事の種類					
実施担当部署					
(5) 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
事態の特性					
一時集合場所での対応					

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（安心・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
安曇野市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：